

既存対象物等に係る工事中の消防計画作成の指導方針

工事期間中は、通常時と防火管理体制が異なり、既に作成した消防計画では対応できないため、防火管理者等が工事中の消防計画を作成し届出をしてください。

工事中の消防計画作成指導対象物

ア	仮使用するための申請がなされたもの
イ	消防法第 17 条の消防用設備等の増設、移設等の工事により、当該設備の機能を停止させるもの又は機能に著しく影響を及ぼすもの
ウ	防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要と認めるもの

※作成する消防計画は、既存の消防計画とは別に作成すること。

工事中に消防計画に定める事項

全ての既存防火対象物の工事中の消防計画に定める事項	
ア	工事計画及び施工に関すること
イ	工事中の防火管理の体制に関すること
ウ	工事期間中の工事従業者への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知に関すること
エ	その他工事に伴う防火管理上必要な事項
該当する場合に定める事項	
ア	工事に伴い機能に支障を生じる消防用設備等の代替措置に関すること
イ	工事に伴い機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること
ウ	火災発生危険、延焼危険等の対策に関すること
エ	工事に伴い使用する危険物品の管理に関すること

※工事部分と使用している部分とが一体となり、防火対象物全体の防火管理が十分に図れること。

※作成にあたっては、管理権原者、防火管理者及び工事施工責任者が十分協議して作成すること。

お問合せ先
別府市消防本部 予防課予防係
TEL0977-25-1125